

事務連絡
令和4年8月1日

地域密着型サービス事業者
第1号事業者 各位

三浦市保健福祉部高齢介護課

令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について（通知）

日頃から本市介護保険事業の円滑な運営に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。このことについて、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「加算」という。）の算定を受けようとする地域密着型サービス事業者及び第1号事業者は、三浦市長に対し、計画書の届出を行う必要があります。

つきましては、届出の受付を次のとおり行いますので、該当する事業者におかれましては、必要な手続をお願いします。

1 提出期限：令和4年8月31日（水）

2 提出方法：郵送又は持参

3 提出書類：処遇改善計画書（別紙様式2）

※ 令和4年度に処遇改善加算・特定加算を既に取得済みであり、令和4年10月から新たに取得する加算がベースアップ等加算のみである事業所・施設については、以下の様式のみ提出してください。

なお、提出に当たっては、「記入要領」をご確認ください。

・ 様式2-1（処遇改善計画書）

・ 様式2-4（ベースアップ等加算（施設・事業所個票））

4 提出先：〒238-0298 三浦市城山町1番1号 三浦市保健福祉部高齢介護課

5 その他：第1号事業者に係る注意事項は、次のとおりです。

○ 介護給付（通所介護、地域密着型通所介護又は訪問介護）と一体的に実施している場合は、当該介護給付に係る届出先（都道府県又は市町村）に提出した計画書の写しを三浦市に提出してください。

○ 三浦市の指定による地域密着型通所介護と一体的に第1号通所事業を実施している場合、計画書はまとめて1部提出してください。

（事務担当）

三浦市保健福祉部高齢介護課

電話：046-882-1111 内線364